

税のお知らせ

3月の納税等

国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
介護保険料／第6期
農業集排水処理施設使用料／第6期
保育料／3月分
納期限／4月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者)に課税されます。

所有している軽自動車を売却や住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつ

までも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを車屋さん等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続きしてもらうように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。

軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

また、口座振替をご契約の場合、特定の車両分のみ口座振替を停止することはできません。1年分のみ軽自動車税を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出していただくように、お願いいたします。□頭でのご依頼は受け付けかねますので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車の名義変更および廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。

このため、名義変更および廃車の届出は出来る限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会

・愛知主管事務所

☎050-3816-1770

・ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp>



税務課窓口で発行できる主な証明書について

今月号では、税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1日から発行されます。

① 所得証明書

前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額が記載されています。

② 課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村民税の年税額や扶養控除、医療費控除などの所得控除額も記載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1日から発行されます。

① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している土地・家屋の所在地、地目、地積(床面積)等が記載されています。

② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内



● **本人確認**
窓口での申請者が、本人または同じ世帯の方であれば、身分証明書の提示により証明書を発行します。それ以外の方は、委任状が必要です。軽自動車税の継続検査用納税証明書については、委任状は必要ありませんが、車検証（コピー可）の提示が必要です。

3. **納税証明書**
各税目の年税額、納付済税額、未納税額を記載します。まだ、納期が来ていない税金については、「納期未到来」と表示します。また、車検の際に必要な軽自動車税の継続検査用納税証明書は、過去も含めて未納がない場合のみ発行できます。

容に加えて、評価額が記載されています。
③ 価格通知書（登記用）
記載内容は評価額証明書と同じですが、使用目的が登記に限られます。
④ 公課証明書
評価額証明書の内容に加えて、税額が記載されています。

● **手数料**
1通2000円です。ただし、証明書によっては手数料が異なりますので、窓口またはお電話にてご確認ください。
● **郵送での申請**
郵送でも申請することができます。次の書類を郵送してください。
・ 申請書（村公式ホームページの「暮らし」税金にダウンロードできます。）
・ 申請者の身分証明書のコピー
・ 切手を貼った返信用の封筒
・ 定額小為替（郵便局で購入できます。）
● **問合せ先**
総務部税務課

税の納付は期限内に！

住民の皆さんに納めていただく税は、まちづくりや住民の皆さんの暮らしを支える大切な財源です。

大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけていない方もおられます。

納期限を過ぎても納付されない

場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくことになります。

● 滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行い、税に充当することになります。

- ① 督促状を送付
- ② 電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- ③ 財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施
- ④ 差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

● 納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早目にご相談ください。

● 問合せ先

総務部税務課

警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (30年1月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
1月	0	0	1	0	0
1月	0	0	1	0	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
1月	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
1月	4	0	0	1	
1月	4	0	0	1	